

人身傷害条項をめぐる最近の動向

弁護士
古笛 恵子

1 人身傷害保険（以下「人傷保険」という。）の実務

(1) 標準約款

標準約款化は難しいと言われてきた人傷保険であるが、2021年の自動車保険標準約款から人身傷害条項が設けられるに至った。

(2) 人傷保険金支払

無保険車傷害保険と同様に「保険金請求権者」が規定されている。

人傷保険金の支払方法としては、加害者に対する損害賠償請求権との先後により、人傷先払・人傷後払に分かれる。人傷先払には、自賠責保険部分もあわせて人傷保険の保険者（以下「人傷社」という。）が支払う人傷一括払と保険金請求権者が自賠責保険に直接請求し損害賠償額を受領したうえ人傷保険金が支払われる非一括払がある。保険金請求権者が人傷一括払を選択すると、人傷社から自賠責保険に現存確認がなされたうえ、人傷事前認定により自賠責保険の支払額が確認される。人傷保険は、人身傷害条項損害額基準と自賠責保険等による支払額といずれか多い額が支払われるので、常に自賠責保険の支払額は確認される。

2 人傷一括払をめぐる不当利得容認説と全部控除説

(1) 交通事故の被害者が被保険者となっている人傷保険の保険者から、人傷一括払を受けた保険金請求権者が、加害者に対して損害賠償額を請求した場合、人傷社が自賠責保険から支払を受けた損害賠償額は、被害者の加害者に対する損害賠償請求権から控除されるのか。

これまで、不当利得容認説と全部控除説と呼ばれる見解の対立があった。

(2) 第一審福岡地判令和元年8月7日、控訴審福岡高判令和2年3月19日（判時2468・2469号113頁）は全部控除説を採用したが、被害者（一審原告）である上告人は、①保険法25条1項、消費者契約法10条違反、②最一判平成

【令和4年度 日本保険学会全国大会】

第IIセッション（法律系）

報告要旨：古笛 恵子

24年2月20日民集66巻2号742頁（以下、「平成24年最判」という。）違反、③協定書に基づく意思表示の解釈の誤りを理由として上告受理を申立てたところ、最判令和4年3月24日（裁判所WEB）は、民訴法318条1項の事件として受理したが、①、②の理由は重要でないとして排除のうえ、③について自判、保険金請求権者の理解、契約当事者の意思、自賠責保険の損害賠償額の支払いの受領権限の委任をした事情がないことを理由として、人傷社からの支払金全額が人傷保険金として支払われたものと認定、結果として不当利得容認説の結論を採用した。

(3) しかし、保険金額を超える人傷一括払の処理、自賠責保険との二重請求、自賠責保険の被保険者の損害など、人傷一括払をめぐる問題は解決できず、人傷一括払を続けることが困難となっている。

また、人傷社は、いつの時点でもって、いかなる根拠によって代位するのか、代位の原因となる保険金支払時に決まらないのか、理論的にも疑問である。

3 死亡保険金請求権者である法定相続人

(1) 人傷保険の「保険金請求権者」は、「被保険者」と「被保険者の父母、配偶者または子」であるが、被保険者が死亡した場合は「被保険者の法定相続人」となる。法定相続人については遺族固有権説と相続財産説と呼ばれる見解の対立があった。

(2) 第一審福岡地判平成31年4月12日、控訴審福岡高判令和2年5月28日（判時2480号28頁）は、故意免責も争う保険者（一審被告・被控訴人）が主張する相続財産説を採用したが、保険者の上告は不受理となった。

(3) 保険法制定後は相続財産説が有力となったが、人傷保険は約款の規定も人傷保険としての性格も運用も変わっていない。

保険者が、これまで支払に応じてきた相続放棄した法定相続人の請求を拒絶するには解釈だけで納得を得るのは難しい。また、法定相続人以外の受遺者との調整にも窮する。